

毎週火、金曜日発行(但休日<sup>に</sup>当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇ 例 職員の給与に関する条例の一部改正

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

昭和三十三年十二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例  
第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三中「、第十五条及び前条第一項」を「及

び第十五条」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の二百六十」を「百分の  
二百八十」に改める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第十六条の三の  
改正規定は昭和三十四年一月一日から、第十六条の四  
第二項の改正規定は昭和三十三年十二月十五日から適  
用する。

2 改正後の職員の給与に関する条例により昭和三十三年  
十二月十五日に支給する期末手当の額のうち、改正  
前の職員の給与に関する条例第十六条の四の規定によ  
り算出した額をこえる部分の支給日は、昭和三十三年  
十二月二十四日とする。